

静岡県告示第127号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年2月22日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 裾野市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
4月5日（火）	午前11時～午後4時	裾野市役所	裾野市佐野1059
4月6日（水）	午前10時～午後4時		
4月7日（木）	午前10時～午後4時		
4月8日（金）	午前10時～正午		

検査区域 御殿場市

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
4月11日（月）	午前11時～午後4時	御殿場市役所富士岡支所	御殿場市中山435-1
4月12日（火）	午前10時～午後4時	御殿場市林業会館	御殿場市萩原528-1
4月13日（水）	午前10時～午後4時		
4月14日（木）	午前10時～午後4時	新橋地区コミュニティ供用施設	御殿場市新橋2083
4月15日（金）	午前10時～正午		
4月18日（月）	午前11時～午後4時	御殿場市役所玉穂支所	御殿場市茱萸沢750

検査区域 駿東郡小山町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
4月19日（火）	午前10時～午後4時	小山町役場	駿東郡小山町藤曲57-2
4月20日（水）	午前10時～正午	須走コミュニティーセンター	駿東郡小山町須走267-6

検査区域 駿東郡長泉町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
4月21日（木）	午前11時～午後3時	長泉町勤労者体育センター	駿東郡長泉町中土狩551-3
4月22日（金）	午前11時～午後3時		

検査区域 駿東郡清水町

検査期日	検査時間	検査場所	所在地
4月25日（月）	午前11時～午後3時	清水町役場	駿東郡清水町堂庭210-1
4月26日（火）	午前11時～午後3時		

検 査 区 域 裾野市、御殿場市、駿東郡小山町、長泉町、清水町

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和4年4月11日から令和4年5月13日までの間に実施する。

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会